

吹田市立男女共同参画センター条例施行規則の一部改正骨子案に対する意見募集について

案 件 名	吹田市立男女共同参画センター条例施行規則の一部改正骨子案	
政策等の案の題名	吹田市立男女共同参画センター条例施行規則	
政策等の案の趣旨と概要	吹田市立男女共同参画センターの貸室の使用には、公共施設ウェブ予約システム（以下「システム」といいます。）で申請を行っていただいています。現時点では使用料の支払いは現金のみですが、利用者の利便性を図るために、クレジットカード決済機能の導入、使用申請手続の電子化等を内容とするシステムの改修を行うことに伴い、システムによる申請手続等について定めるものです。	
意見募集案と関連資料	意見募集案	吹田市立男女共同参画センター条例施行規則骨子案
	関連資料	吹田市立男女共同参画センター条例施行規則
	上記の案と資料は、次の場所でも配布しています。 1. 吹田市立男女共同参画センター 2. 吹田市役所 低層棟2階市民自治推進室（219番窓口）横パブリックコメント専用ラック	
意見提出者	1. 市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人 2. 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体 3. 上記のほか、本規則が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある個人又は団体	
意見提出期間	令和6年(2024年)1月5日（金曜日）～令和6年(2024年)2月5日（月曜日） 必着	
意見提出方法と提出先	郵 送	〒564-0072 吹田市出口町2番1号 吹田市立男女共同参画センター
	ファックス	06-6385-5411 吹田市立男女共同参画センター
	電子申込システム	リンク先アドレス https://s-kantan.jp/city-suita-osaka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2949
	電子メール	daniyo_c@city.suita.osaka.jp 吹田市立男女共同参画センター ※件名に「パブリックコメント」と記入してください。
	直接提出	吹田市立男女共同参画センター 受付は、月曜日から金曜日まで（祝日の1月8日を除きます。）の午前9時から午後5時30分までです。
	意見書の様式は自由です。必要に応じて、別紙意見提出用紙をご活用ください。	
注 意 事 項	1. ご意見をお寄せいただくに当たり、住所や氏名などの記載は必要ありません。 2. 意見書には、意見提出者の区分として、「住民」、「通勤者」、「通学者」、「事業その他の活動を行う者」、「利害関係者（具体的な利害関係もお書きください）」のいずれかを必ず明記してください。 3. ご提出いただいた意見提出用紙は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 4. お電話やご来庁による口頭でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。 5. 障がいのある方で、上記による意見提出が困難な場合は、個別にお問い合わせください。 6. お寄せいただいたご意見に対する市の考え方を、令和6年(2024年)3月下旬頃に、ホームページ等で公表します。なお、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。	
問い合わせ先	吹田市立男女共同参画センター 電話：06-6388-1451	